

玉掛け技能講習のご案内 経験不問。どなたでも受講できます

1. 取得できる資格	玉掛け技能講習修了			
2. この資格で行える業務	つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリック、又は制限荷重1トン以上の揚荷装置の玉掛け業務 「玉掛け業務」とは、つり具(ワイヤロープ、つりチェーン等)を用いて行う、荷かけ及び荷はずしの業務をいいます。			
3. 講習日程	区分	日程	区分	日程
	5月①	2024年5月23、24、27日	6月①	2024年6月11、12、13日
	5月②	2024年5月23、24、28日	6月②	2024年6月11、12、14日
	5月③	2024年5月23、24、29日	6月③	2024年6月11、12、17日
	5月④	2024年5月23、24、30日	6月④	2024年6月11、12、18日
※ 遅刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。				
4. 講習時間	1日目・2日目：学科講習 9:00~17:00		3日目：実技講習 8:30~17:35	
5. 講習会場	学科・実技とも ふくい労基教育センター 電話:0778-43-7720 〒915-0242 越前市粟田部町81-2 (交通の便:武生ICより自動車で5分)			
6. 受講資格	特に受講資格はありません。 (玉掛けの補助作業または玉掛け業務の経験は必要ありません。)			
7. 科目一部免除	免除を受けることができる者		免除科目	手続き
	クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚荷装置運転士免許を受けた者 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者		力学に関する知識 3時間 (学科2日目午前)	申込書の「科目の一部免除」欄のとおり
8. 受講料及びテキスト代 (消費税10%対象) 登録番号 T5-2100-0500-0036	受講料 (内消費税)		力学免除なし	力学免除あり
			24,750円 (2,250円)	21,450円 (1,950円)
	テキスト代 (内消費税) 1,705円 (155円)「玉掛け作業者必携」(令和5年10月改訂版)			
	合計	非会員	26,455円 (2,405円)	23,155円 (2,105円)
会員		25,455円 (2,314円)	22,155円 (2,014円)	
※ 当協会会員については、テキスト代のうち1,000円を補助しています。				
9. 修了試験及び修了証の交付	(1) 所定の科目を受講した者に対して学科及び実技による修了試験を行いません。 (2) 修了試験に合格し講習を修了した者には、講習最終日に技能講習修了証を交付します。 (3) 当協会発行の他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を交付しますので、現在所有の修了証の原本は講習日に提出して下さい。			
10. 受講申込手続	(1) 受講を希望される方は、裏面の <u>申込書</u> に記入し、下記申込先にご持参、ファックス又は郵送で提出して下さい。日本国籍を有していない方は、氏名を確認できる書面(在留カード、パスポート等)の提示又は写しを提出して下さい(当協会の他の技能講習修了証の記載と相違ない場合は不要)。 (2) 申込書が適正に受理された場合は、「受講票」を交付します(ファックス等の場合は郵送します)。また、「写真と確認書類」の用紙もお渡しします。 (3) 申込書が適正に受理され、 受講票が届いた後に ① <u>受講料、テキスト代</u> を、下記の振込口座へ振込み、又は現金で支払って下さい。 ② <u>「申込書の原本」と「写真と確認書類」</u> を郵送又は直接提出して下さい。 ③ 旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。 (4) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。(定員に達した時点で締切ります) (5) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。やむをえず受講できない場合には、届け出て、他の人がかわって受講しても差し支えありません。			
11. 申込先	ふくい労基教育センター 〒915-0242 越前市粟田部町81-2		TEL: 0778-43-7720	FAX: 0778-43-7721
12. 振込口座	福井銀行 松本支店 普通預金 口座番号 1224030 名義: シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイ			

玉掛け技能講習受講申込書 経験不問

受付印

キャンセル待ち

申込みの注意事項

- これまでに福井県労働基準協会発行の技能講習修了証の交付を受けている方は「修了証の統合」の欄も記入して下さい。
- 受講票が届いた後、「申込書の原本」と、別途お渡しする「写真と確認書類」を提出し、受講料等を支払って下さい。
- 遅刻、早退、一時外出等により、法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。

○で囲んで下さい。	区分	講習日程	区分	講習日程
	5月①	2024年5月23、24、27日	6月①	2024年6月11、12、13日
	5月②	2024年5月23、24、28日	6月②	2024年6月11、12、14日
	5月③	2024年5月23、24、29日	6月③	2024年6月11、12、17日
	5月④	2024年5月23、24、30日	6月④	2024年6月11、12、18日
会場	ふくい労基教育センター 越前市粟田部町81-2 電話:0778-43-7720			
ふりがな			旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無	有 無
受講者氏名			併記希望の氏名又は通称	
生年月日	平成 昭和 年 月 日	日中に連絡できる電話		
受講者住所	郵便番号【 - 】			
受講票送付先	(受講票は申込担当者へお送りします。異なる場合は受講票の送付先を記入して下さい)			
	住所	郵便番号【 - 】	名称	
勤務先	事業場名			(どちらか囲む) (会員は、所属支部を囲む)
	所在地	郵便番号【 - 】	会員 非会員	福井 南越 嶺南 奥越
	申込担当者	職氏名	TEL	FAX
テキスト	「玉掛け作業必携」 (令和5年10月改訂版)		テキスト: 必要 不要	
☆科目の一部免除 2日目午前3時間 「力学」の受講免除	力学免除希望者は、「有」に○を付けて下さい。福井県労働基準協会交付の修了証以外は、資格証明(修了証など)の写しを提出し、原本確認のため講習初日に原本をお持ち下さい。			
有	<ul style="list-style-type: none">床上操作式クレーン運転技能講習修了証小型移動式クレーン運転技能講習修了証クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置 運転士免許			☑: クレーン運転特別教育では、力学免除になりません。
上記のとおり受講申込み致します。				5月 6月 受講番号
年 月 日 申込者				1 3
(公社)福井県労働基準協会会長 殿 (受講者本人又は事業者)				2 4

修了証の統合	福井県労働基準協会が発行した技能講習修了証を1枚に統合します。(但し石綿作業主任者など下欄にない講習は除きます)		
	● 右欄の現在所有する福井県労働基準協会発行の技能講習修了証に○印を付けて下さい。 ● 所有する修了証の原本は、講習日に必ず提出して下さい。その修了証と引換えに統合修了証を交付します。 ● 修了証を滅失した場合は☒印を付け、下欄の滅失届に記入し署名して下さい。但し、当協会にて修了証を交付している事実が確認できないときは統合できません。 ● 氏名を変更したが書替していない場合は、戸籍抄本(原本)など(変更経緯が分かるもの)が必要です。 【旧氏名: _____】	フォークリフト運転	床上操作式クレーン運転
		玉掛け	小型移動式クレーン運転
		ガス溶接	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
		有機溶剤作業主任者	第2種酸素欠乏危険作業主任者
		乾燥設備作業主任者	特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者
		プレス機械作業主任者	特定化学物質等作業主任者
当協会発行の「労働安全衛生法による技能講習修了証」(統合修了証)			

【注】この申込書でご提供いただいた個人情報は、この講習の受講者資料として使用し、受講者のご同意なく目的外に利用することはありません。

申込先 ふくい労基教育センター ファックス: 0778-43-7721